

改正合併新法による市町村合併支援要領

平成 22 年 8 月 10 日

1 趣旨

平成 22 年 4 月 1 日改正施行された「市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号。以下「改正合併新法」という。）」のもと、市町村の合併の円滑化を図るため、県は、全庁的な体制の下で、市町村の合併に伴う取組を積極的に支援するものとする。

2 対象

- (1) 法定合併協議会を構成する市町村
- (2) 改正合併新法に基づいて合併した市町村（以下「合併市町村」という。）

3 支援の内容（34 事業）

県は、予算の範囲内で、法定合併協議会を構成する市町村及び合併市町村に対して、次に掲げる支援策を講じることにより、合併に伴う取組を積極的に支援する。

また、支援の内容については、必要に応じて見直しを図る。

※ 「県独自」は、愛知県が独自に講じる支援策であることを示し、「国連携」は国の支援策との連携により愛知県が講じる支援策であることを示す。

I 合併協議を進める市町村に対する支援策（11 事業）

(1) 市町村合併協議等に対する支援策（4 事業）

県職員派遣（県独自）

市町村合併協議等の円滑化のために、市町村等の求めに応じて実施する愛知県職員派遣要綱に基づく県職員の派遣について、優先的に取り扱うとともに、当該職員に係る人件費についての市町村負担割合を引下げ（2/3 から 1/2 に引下げ）る。

【総務部関係】

合併協議会等に対する県職員の委員等としての派遣（県独自）

関係市町村の求めに応じて、合併協議会及び幹事会等に対し、県職員を委員、参与等として派遣する。

【総務部関係】

合併市町村基本計画策定支援（県独自）

知事を本部長とする愛知県市町村合併支援本部を通じた全庁的な支援体制の下で、合併協議会における合併市町村基本計画策定作業を支援する。

【総務部関係】

市町村職員実務研修生(県独自)

適切かつ能率的に事務を処理する上で必要な知識及び技能の修得を支援するため、関係市町村職員を市町村等職員実務研修生設置要綱に基づく実務研修生として、優先的に受け入れる。

【総務部関係】

(2) 合併後のまちづくりを見据えた取組に対する支援策（7事業）

愛知県市町村合併特例交付金(県独自)

合併後の市町村において各種事務手続等がスムーズに開始されるよう、合併申請を行った市町村が実施する電算システムの統合事業について、合併前においても愛知県市町村合併特例交付金の交付の対象とする。

【総務部関係】

消防防災施設整備費補助金(国連携)

消防力の総合的・重点的な整備を行うことにより、小規模消防本部の広域再編を推進するため、市町村合併により消防本部の広域再編を行う場合、合併後の新市町村等が消防本部の広域再編を行うために必要となる消防施設等の整備に対する国庫補助金の優先採択に向けて支援する。

【防災局関係】

市町村社会福祉協議会の合併手続に関する助言(県独自)

市町村合併に伴って市町村社会福祉協議会も合併するため、合併認可に向けた手続きが円滑に進むよう助言を行う。

【健康福祉部関係】

介護保険の保険者の合併に関する助言(県独自)

合併市町村における介護保険の円滑な運営を図るため、市町村（保険者）指導の一環として、合併に伴う諸問題の解決に向けた助言に努める。

【健康福祉部関係】

水道事業の統合に向けた助言・調整等(県独自)

水道事業の統合に向けた技術的な助言・調整を行うほか、合併に伴い水道事業者に異動を生じる場合等に必要となる再認可手続の円滑な遂行を支援する。

【健康福祉部関係】

都市計画の決定・変更に対する支援(県独自)

市町村合併に伴う土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更について、技術的な助言を行う。

【建設部関係】

避難地等計画の策定(県独自)

合併を検討している市町村の防災都市づくり計画等の策定に対して必要な助言を行う。

【建設部関係】

Ⅱ 合併市町村に対する支援策（23 事業）

(1) 合併市町村の行財政運営全般に関する支援策（7 事業）

市町村総合計画策定支援(県独自)

合併市町村が、総合的かつ計画的に行政の運営を図るために、市町村総合計画を策定する場合に助言・情報提供に努める。

【地域振興部関係】

市町村職員実務研修生(県独自)

適切かつ能率的に事務を処理する上で必要な知識及び技能の修得を支援するため、合併市町村職員を市町村等職員実務研修生設置要綱に基づく実務研修生として、優先的に受け入れる。

【総務部関係】

県職員派遣(県独自)

合併市町村の行政運営の円滑化のために、市町村等の求めに応じて実施する愛知県職員派遣要綱に基づく県職員の派遣について、優先的に取り扱うとともに、合併年度及びこれに続く2年度を限度に当該職員に係る人件費についての市町村負担割合を引下げ（2/3 から 1/2 に引下げ）る。

【総務部関係】

愛知県市町村合併特例交付金(県独自)

合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展と市町村合併の円滑化を図るため、合併市町村が実施する合併に伴い必要となる事業等に対し、合併関係市町村数に応じた定額を限度に愛知県市町村合併特例交付金を交付する。

【総務部関係】

広報活動(県独自)

市町村合併に関する情報を県民に周知するため、広報あいち等の広報媒体を活用した広報に努める。

【知事政策局関係】

地方機関の所管区域の見直し(県独自)

合併後の市町村の区域の状況に応じ、必要がある場合には、県の地方機関の所管区域について、適切な見直しを行う。

【総務部関係】

住民の住所変更手続き等の取扱い(県独自)

市町村合併に伴う住所地番の変更により、県に対する登録、届出等に関して住民の責によらない異動が生じる場合においては、所要の手続きについて、合併という事情を十分に配慮する。

【各部局共通】

(2) 各分野の連携による合併市町村のまちづくりに対する支援策（9 事業）

補助施設等の他用途転用の取扱い(県独自)

合併関係市町村が県補助金等の交付を受けて取得した財産について、合併市町村が市町村建設計画及び合併市町村基本計画に基づいて行う財産処分については、経過年数が 10 年未満であっても、知事への報告により知事の承認があったものとみなし、補助金の返還は求めない。

【各部局共通】

消防防災施設整備費補助金(国連携)

消防力の総合的・重点的な整備を行うことにより、小規模消防本部の広域再編を推進するため、市町村合併により消防本部の広域再編を行う場合、合併後の新市町村等が消防本部の広域再編を行うために必要となる消防施設等の整備に対する国庫補助金の優先採択に向けて支援する。

【防災局関係】

国民健康保険広域化等支援基金(国連携)

市町村合併に伴う市町村国保事業運営の広域化等を支援するため、県に広域化等支援基金を設置し、保険料（税）の平準化等への支援のために無利子貸付を行なう。

また、広域化等に伴う事務費、広報啓発事業に必要な経費等立ち上げに必要な費用を交付する。

【健康福祉部関係】

介護保険の保険者の合併に関する助言(県独自)

合併市町村における介護保険の円滑な運営を図るため、市町村（保険者）指導の一環として、合併に伴う諸問題の解決に向けた助言に努める。

【健康福祉部関係】

水道事業の統合に向けた助言・調整等(県独自)

水道事業の統合に向けた技術的な助言・調整を行うほか、合併に伴い水道事業者に異動を生じる場合等に必要となる再認可手続の円滑な遂行を支援する。

【健康福祉部関係】

都市計画の決定・変更に対する支援(県独自)

市町村合併に伴う土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更について、技術的な助言を行う。

【建設部関係】

避難地等計画の策定(国連携)

合併後の市町村における防災都市づくり計画等の策定に対して必要な助言を行うほか、防災都市づくり計画策定に係る調査への都市防災総合推進事業活用について支援する。

【建設部関係】

公共下水道事業等下水道の普及の促進(国連携)

合併市町村の公共下水道等下水道の普及促進が図られるよう、社会資本整備総合交付金の交付に向けて支援する。

【建設部関係】

公立学校施設整備(国連携)

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築及び補強・改築事業について、必要な経費に対する財政措置が講じられるよう支援する。

【教育委員会関係】

(3) 市町村合併に関する激変緩和措置・経過措置(国制度の適切な運用に係る事項を含む。)(7事業)

市町村振興事業費補助金(県独自)

市町村等が、地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の実施に要する経費に対して交付する市町村振興事業費補助金については、市町村を単位として補助限度額が算定されるため、市町村合併により補助限度額が直ちに減少しないよう激変緩和措置を講じる。

【総務部関係】

愛知県バス運行対策費補助金(国連携)

広域的・幹線的なバス路線の運行の維持のために行っている既存の補助対象路線については、複数市町村にまたがることを補助要件としている。その要件成否の決定に係る基準日を平成13年3月31日とし、その日以降の市町村合併により補助対象外とならないように配慮する。

【地域振興部関係】

財団法人自治総合センターによる一般コミュニティ助成事業(県独自)

市町村間の公平を図るため、一般コミュニティ助成事業に係る申請件数を「1市町村2団体内以内」と設定しているが、合併後の市町村が合併前と比較して直ちに不利にならないよう、緩和措置を講ずる。

【地域振興部関係】

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金(県独自)

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金について、補助金交付年度において市町村が合併した場合には、合併しなかったとした場合の額を上限として補助金を交付する。

【防災局関係】

三河山間地域簡易水道施設整備費補助金(県独自)

三河山間地域簡易水道施設整備費補助金につき、合併により補助要件となっている財政力指数に異動があり、補助率が低下する場合については、経過措置を設ける。

【健康福祉部関係】

合併に際する県道認定基準の取扱い(国連携)

合併市町村の区域内に存する県道が、合併により県道認定要件を失うことにならないよう、平成14年7月15日付け国道政第12号により、都道府県道の路線認定基準が改正されたことについて適切に運用する。

【建設部関係】

教職員定数に関する激変緩和措置(国連携)

合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し、教職員定数が減となる場合であっても、一定期間激変緩和する措置を講じられるので、制度を適切に運用する。

【教育委員会関係】